

(仮称)守口市子どもの貧困対策推進計画の策定について

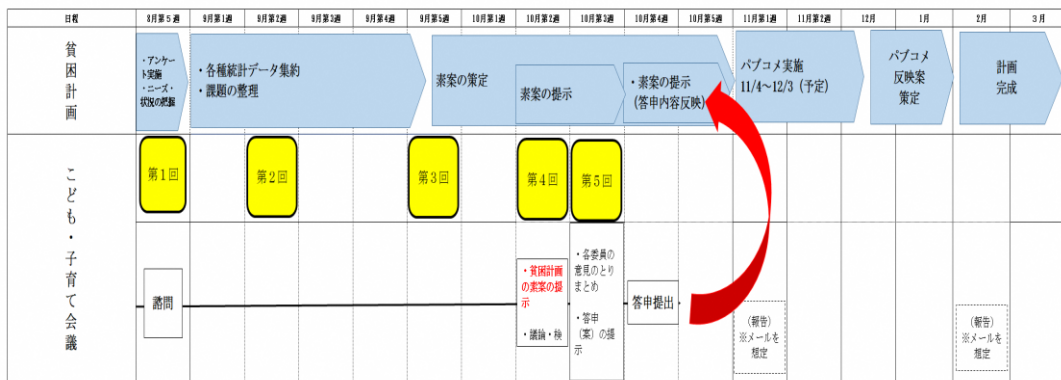
1.概要

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境が整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「法」という。）が平成26年1月に施行されました。

令和元年6月に法が改正され、法第9条の2には、「市町村は大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。」と規定されており、市町村のこどもの貧困に対する計画の作成が努力義務とされました。

これを受けて、本市では、令和2年度の国による子どもの貧困に関する実態調査の結果等も踏まえ、子どもの貧困の実態把握を行い、第二期守口市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに向けて、子どもの貧困対策を位置づけていく必要があることから、(仮称)守口市子どもの貧困対策推計画を策定いたします。

2.計画策定スケジュール



3.計画の策定に係るアンケート調査について

(1)調査の概要

対象者	配布方法	回収方法
小学5年生の児童とその保護者 中学2年生の生徒とその保護者 (全数調査：約2000件※)	調査委託事業者から対象者の住所に郵送で配布	調査票に同封の返信用封筒にて郵送で回収

※児童(生徒)とその保護者併せて1件としてカウントする。

(2)調査項目

国が示す子どもの生活状況調査のモデル調査票を参考に、子どもの居場所に関する設問とヤングケアラーに関する設問を追加し、作成。(設問や調査票については、資料⑥-2をご覧ください。)

(3)調査期間

令和4年8月8日(月)から令和4年8月31日(火)までの間